

（午前10時40分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）私は、次の2点について質問します。第1、職員の適材適所の人事配置を求める。第2、市当局の正義感のなさに失望したので改善を求める。以上であります。

まず、第1の「職員の適材適所への人事配置を求める」について。

不慣れな幹部職員、引き継ぎ不十分な職員には、職員も市民も困っている。これでは市当局は組織の機能を十分発揮できず、市民へのサービス低下は免れない。市当局は原因についてどのように認識しているのか。また、対策としては何をどうしようと考えているのかを伺います。人事の基準をもあわせてご説明願います。

次に、第2問の「市当局の正義感のなさに失望。改善を求める」について。

市営住宅の連帯保証人の責任が問題となった事案について、市当局の基本的な考え方が極めて不当であると考え、一般質問で取り上げることになりました。

この事件は、市当局が市営住宅入居者の連帯保証人に対して、160万円の連帯保証債務の履行を請求したもので、第一審の和歌山地方裁判所は、市側が全面勝訴、160万円の支払いを命ずる判決といたしました。被告の連帯保証人が控訴したところ、大阪高等裁判所の和解勧告があり、原告つまり市側、被告つまり

連帯保証人双方がこれを受け入れました。結局、被告連帯保証人が原告橋本市に対し100万円を支払うという和解が成立し、一応の決着を見ております。

本件のてんまつを検討していく過程で、極めて重大な疑問が出てきたので質問してまいります。まず、市当局は本事案について、どのような不手際があったと認識しているのかを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君の質問項目1、適材適所の人員配置に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）「適材適所の人事配置を」のご質問にお答えします。

現在、本市の人事異動については、専門職を除く職員については5年をめどとして、また、新規採用職員については、幅広く行政全般の知識と能力が身に付けられるよう3年をめどとして実施しています。

また、適材適所の人事配置を行う観点から、毎年4月の定期人事異動に向け、部長級を除く全ての職員を対象に自己申告書の提出を求め、健康状況をはじめ業務・職場状況、異動希望の有無などを聞くとともに、所属長に対し人事ヒアリングを実施しています。

しかしながら、議員もご承知のとおり、本市におきましては、近年、毎年多くの職員が定年を迎えています。あわせて勸奨制度による退職者をあわせると、毎年30人前後が退職しています。このことから、職員の新陳代謝が図られる一方、職務に精通したベテラン管

理職の多くが退職するため、今まで経験のない職務を担当する管理職も増えつつあるのが実情です。

議員ご指摘のように、管理職に限らず、人事異動に伴い、不慣れあるいは事務引き継ぎの不備により、市民の皆さんにご迷惑や不信感を与えた事実も認識しています。

このことから、現在本市では、まず年度当初において全ての所属長を対象とした所属長研修を実施し、所属長の役割をはじめ各部署の重点事業等の共通認識、所属長の基礎知識等の習得を行っています。また、近い将来管理職となる課長補佐職全員を対象とした補佐研修や、一般職員の研修も充実させるなど、人材育成に努めているところです。あわせて人事異動に伴う事務引き継ぎの徹底については、管理職研修のほかに副市長名により「人事異動等による事務引き継ぎの徹底について」を通知しているところです。

いずれにしましても、市民の負託に応えるための組織機能を十分発揮するには、常日頃から職員自らが意識改革に取り組み、職員個々の能力や適性を生かし、皆がやりがいを持てる職場にすることが重要であると考えていますので、今後もより一層適正な人事異動とともに人材育成に努めてまいります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）一応、原則として5年とか3年をめどと言っておられますけども、1年で変わると、2年で変わると、そういう人も少なくないように見受けられます。1年ぐらいそこでおって仕事が身に付くわけでは、仕事の内容にもよりますけど、仕事が身に付いて、職員として実力が付くというような話ではないと思うんですけどもね。その辺はいかがですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）先ほど答弁にも申しましたとおり、定年退職者以外に勧奨退職者、普通退職者も含めまして、これは平成18年度から今年度まで、全部で284名が退職しております。284名が退職するという事は、ベテラン職員がほとんど退職しますので、人事異動、それから人材配置に非常に苦慮する点というところがございます。場合によりましては、基本的には5年、3年という一応一つの基準がありますけども、管理職等々になりますと、その辺の関係で短期、1年もしくは2年で人事異動をしなければならないというのが実情でございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）大量の退職ということはわかるんですけども、この人たちがここ数年で大勢退職するというのは、雇い入れたときからわかっているんですね。それに対してやっぱり備えというのはすべきではなかったか。人材の育成度が、いろんな年齢にかかわらず実力者を抜てきすとか、そういうことをどんどんやってあれば今ほどのことはないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）定年退職者だけが退職するということでありますと、将来、10年、20年にわたって退職人員は把握できます。したがって、計画的に人事配置等々できるわけがございますけども、その284名のうちの125人、約44%にあたる人が勧奨退職、または普通退職にあたるので、約半分ということになりますので、その辺がその年にならないとわからないという現状の中で、その辺、計画的に人事異動、人事配置をするのは非常に困難であるということでございます。

今後、その大量退職が落ち着きまして、現在の年齢構成で言います逆ピラミッド型から

徐々に平準化されつつあるんですけども、その中では、やはり部長職、課長職、課長補佐職とも年々若返る傾向にありまして、できるだけ早い時期からある程度の人事配置、人材育成ができるのではないかと、かように思っております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら大量退職、この影響を受けるのは、これから何年ぐらい続く見通しですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）定年によります退職については、もう既に把握できることでございますけども、勸奨退職による退職者というのは計算できません。その人の個人の事情等々ございますので、前もって計算することができません。ただ、定年退職だけで言いますと、今後だいたい1年間で平均して15名程度ということになるかと思えます。現在までは、だいたい32名程度が退職してましてけども、今後は定年退職だけで言いますと15名程度の退職になるかと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）事情はわかりましたけども、いくら勸奨とか個人の事情によってやめるかわからんと。ちょっと頼りない話ですね。どういうふうにやめられても、ある程度予想して、これに対応していくということも必要ではないんでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）人力的にある程度勸奨退職者を見込んでということは可能だと思いますけども、誰がやめるということがわからない限り、人事配置等は計画ということにはできないということになります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）誰がやめるかわからんと、いつやめるかと、それはいろいろ事情は

あるんでしょうけども、そういうことも含めて、やっぱり本人にどういう事情でどういう見通しかということをも前もって聞くということもできるので、急に何かできて、ぱっとやめるという人もそれはおるでしょうけど、個人的な理由で僕はもうこれぐらいでやめようと思っているんだというふうな情報というのを調査した上で、対応していくべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）勸奨制度につきましては、事前に職員に通知をいたしまして退職者を募るわけでございますけども、それは前もって、5年もさきも10年前からもわかる話ではなく、当該年度しか職員からの申し出は出てきませんので、非常に難しいと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）考え方はわかりました。

ただ、これから人材育成とかいうことに、基本的にある程度見通して何でもやっていくというのが大事な話なので、全くわからないということをも前提としてやったら、いつまでたっても適材適所はなかなか困難だということになりますので、その辺のところはご配慮いただきたいと思います。

やっぱり上に立つ人が仕事を知らなかったら、適切な指示ができない。当たり前の話です。下からの意見も、何が大事か、何が大事でないかわからない。そういうこともありますので、釈迦に説法かもわからんですけども、そういう素直に物事の理非曲直、あるいはメリット・デメリットを考えて人事管理をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）先ほどから何回も言うてるとおり、定年退職者だけで人事配置、人事異動等々行うのであれば長期的に計算し

てやれると思いますけども、勸奨退職者が多い現状の中では非常に難しい点があるということでございます。

ただ、先ほどからも言いましたとおり、今後だんだん退職者が平準化されてきます。そうなりますと、将来的に若い職員の人材育成、それから当然若返っていきますので、若い職員の人材育成等々も考慮して、将来の幹部職、管理職を育成していけるということになるかと思っておりますので、市としてもその辺、努力してまいります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）それと、この問題最後の質問ですけれども、研修とかいろんなことをやってくれるという話ですけど、これは昔からやっておる話で、それでも引き継ぎが不十分だといろいろ苦情受けているので、その辺、研修の効果が上がるような形でお願いしたいと思います。

1番目の質問はこれで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、一部職員の正義感に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）本市の市営住宅において家賃滞納があった場合には、まず、使用者に対し督促状を送付し、滞納が3カ月以上続く場合には、年3回催告書を送付しています。また、滞納額が前年度同月と比較して3カ月以上増えた場合には、使用者に来庁要請をし、滞納解消のための協議を行います。改善が見られない場合には、連帯保証人に連絡することになります。さらに改善が見られない場合には、使用者、連帯保証人に催告書を送付することになり、それでもなお改善が見られない場合は、訴訟を前提とした手続きを基本として進めています。

しかしながら、公営住宅は低所得の住宅困窮者に対し低廉な家賃で住宅を確保し、その生活を支援することを目的としているため、これまで、まず滞納額の解消を促すことによって使用関係の適正化を図ることとして、慎重かつ粘り強く指導を行ってきました。そのため、過去においては基本どおり厳密に進められていない場合もあります。

しかし、こうした使用者、連帯保証人に対し、たび重なる指導、協議を行うも解決に至らない場合には、最終的に司法の場において、それまでの経過等も踏まえての公平・公正な判断を受けることにしています。

なお、今後は滞納整理を一層強化するとともに、使用者はもちろん連帯保証人へも早期の段階で接触を図るなど、改善に向けた取り組みをしなければならないと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）まず質問に答えてない。私の質問は、まず市当局は本事案について、どのような不手際があったと認識しているのかということを知っているんです。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回の件につきましては、以前の議会でもご指摘をいただいたところでございますけれども、連帯保証人の方に対しまして、その滞納額等のある状況等につきまして連絡する時期が遅れるなど、基本どおりに厳密に進められていない状況があったということで理解をしております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）極めて不適切な対応だったということ。まず、21年12月からこの不払いが始まっているんです。それで、連帯保証人に通知したのは2年後の、44万8,000円にな

ったと。これから、このときにはじめて通知しててんです。これを不手際と認識されてますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）冒頭でも申し上げましたが、前年に比べまして3カ月以上そういった滞納がある場合には、まずお支払いについて使用者の方に連絡すると。それでも改善が見られない場合については、連帯保証人の方に連絡をしていくということになっております。今回、今ご指摘もございましたけども、平成21年12月から滞納が始まったということで、最初に連帯保証人の方に連絡を差し上げたのは2年近くたったということで、連絡については遅れた状況であるというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）ほかにありませんか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）ほかの不手際ということでしょうか。

以前ご指摘もいただいておりますけども、まず、使用人の方が死亡されていたときに、その後の連帯保証の取り扱い等についてのお話等というんですか、このあたりについても十分協議なりがなされていなかったということがあったと思います。そういった点でご指摘をいただいたと思いますけども。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）橋本市営住宅家賃滞納者等に対する明渡措置に関する要綱、これ、要綱です。で、第2条の第3項で、滞納家賃が3カ月以上になった滞納者のうち、納付指導の手順に基づき、訪宅、督促、催告等を行ったにもかかわらず誠意のない滞納者に対し、滞納家賃に係る通知書の送付を行うとともに連帯保証人に対しても滞納家賃の納付協力を依頼すると。3カ月以上たつてという話で、

それから督促等を行った場合という話ですよ。それを、これをやってないということですよ。2年かかったということですよ。

ほかにありませんか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今ご指摘がありましたように、2年近く連絡まではかかっております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）同第3条で、不正入居があったときは直ちに住宅明渡請求を行うものとする。このときに老夫婦が借りていて、それで本人死亡して、本人、主人が死亡して、妻のほうが高齢で入院している。市は23年3月1日、息子の嫁等が入っているということを認識している。本人ではない人が入っているときには、この人は賃借人ですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）その方については、正式な入居の継続者ということではございません。ということで、当時はその方に対して、賠償という形で家賃といえますかを徴収させていただいて、一応の区分けというのをさせていただいたと思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市のほうは、他人が入っているということで、承継手続きをしてくださいということを請求したのが23年の3月1日です。入っている人はそれを無視してずっと居座った。年に1回、例えば23年の4月に入金1回だけ。24年の4月に1回入金と。そういう状態でも、連帯保証人がいるからということで、きちんとした手続きをとっていない。これは過失等にはあたりませんか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）引き続き地位の継承でございますとか、支払い等あるいは明け渡しについてのお話を継続的にさせていただ

いたところでございますけれども、結果的にはそういった形で時間が経過したということで、それについては至らなかった点があったというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そして、そのお婆というのずっと入院して、老夫婦の奥さんのほうはずっと長いこと入院しておって、24年の11月に亡くなったと。24年の11月ですよ。市の担当者は葬儀に出てくれてたと。そういう状況というのは全部わかってるんですわ。ところが、明け渡しを請求したのが、その18カ月後の26年の5月。こういう、私から言うたらずさんな形で160万円に膨れ上がったと認識しているんですけども、160万円に拡大した、これについては、市当局は加担しているという認識はありますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほどからも申し上げておりますけれども、その間、明け渡し、それから支払い等について再三協議をさせていただいたところでございますけれども、最終的に明け渡しの請求をするまでの間に時間がたったということは事実でございます。

ただ、何度も申し上げますけれども、その間、そういった明け渡し、それから支払いについて再三の取り組みをさせていただいたということでございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）ところが適切ではない。それがきっちりやっていたら、こんなことにならんでしょう。つまり、約束のときに行った、行ったけどもいなかった。通知した、通知しても無視された。また約束して行ったけどもいなかった。それでも同じように何年もかかった後で、合計これ4年ですわね。そういう管理の仕方をしていて、全額を連帯保証人に求めるというのは、どういう神経ですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回、再三接触をさせていただいたわけでございますけれども、明け渡し、それから支払いについて改善しないということで、提訴をさせていただいたところでございますけれども、まず目的といたしましては、何としても明け渡しをしていただくということと、滞納額についてお支払いいただくということでございますけれども、今回、先ほどからも申しましたように、市のほうにおきましても、なかなか基本どおりに厳密に進められなかった部分もあったということでございます。

ただ、連帯保証人というのは、借り主の方と同等の支払い義務を負われている方でございますので、そういった経過も踏まえまして、こういった形でお支払いをいただくかという、そういった支払いの割合等についても、一応市で判断することが困難でございますので、司法の場でご判断をいただくということで、そういった手続きをさせていただきました。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）160万円の請求、全額したということについては、先ほど建設部長、あなたが担当者じゃなかったから、あまり個人的なことは言うべきではないと思うし、言わないんですけどね。市建設部として、市当局として不手際があったと認められましたよね。それについて何らしんしゃくすることなく、160万円の訴えを提起したということは、何とも思いませんか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほども申し上げましたけれども、市のほうでそういう手続き上のところで反省すべき点があったというのは事実でございます。ただ、それを踏まえて、こういった形で連帯保証人の方にお支払いをいただくかという、その割合の判断のと

ころにつきましては、なかなか市のほうで判断するというのは困難でございますので、今回全額を請求させていただいて、その上、その割合については、司法のほうでご判断をいただくということで進めさせていただきました。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、司法の場では全額認めましたよね。これは間違いと思いませんか。160万円のうちで何らかの影響を与えてこんな膨れたんでしょ。市の行為が不適切だったためにね。で、160万円全額を全面勝訴した。市は。その判決、おかしいと思いませんか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）司法のほうで判断をいただいた結果でございますので、結果は結果として受けとめなければならないというふうに考えております。

ただ、その経過を考えますと、個人的なといいますか、そういうことでは、若干どうかかなという部分についてはあったかと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私も自分の判断にそんなに自信がないので、この問題について市の、市民の方、いろんな方に私聞きました。10人超えています。これで、市が膨れるまでに市も加担している。影響を与えたにもかかわらず、全部100%市が160万円強制執行するという話は、誰も納得する人いなかったですわ。その点について、どない思いますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）個人的な思いのところではいろいろあると思えますけども、やはり、これは司法のところ判断を委ねたわけでございますので、個人の思いとは別に、判決が出れば、やはり市として、組織としては、それに従うべきかなというふうに思いま

す。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市長、今のやりとり聞いておって、どない思いますか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員のご質問にお答えします。

確かに私の思う部分では、行政にも若干の過失はあったなというふうに思っています。その中で、市としても判断をするために、司法に最終的な判断をお願いしたと。実際の損害額を提起をして、司法の場で判断をしてもらう。第一審勝訴と、完全勝訴というのは、私どもそこまでは思ってませんでしたし、この問題については、本当に難しい問題であるということは認識しています。

ただ、今回和解に応じたという部分があるのは、連帯保証人に対する責務の問題というのも判例によって非常に変わってきているという部分もありまして、今回160万円を100万円で和解するという裁判所の勧告を受け入れました。

ただ、一つ思いますのは、やはり市営住宅の家賃というのは、まず義務として払ってもらわなあかんということもありますし、連帯保証人になられた方につきましても、その意味を十分理解をしていただくということも大事かなと思っています。

いろいろ松浦議員の思いもありますし、連帯保証人の立場に立って考えればそういうことになろうとは思いますが、私どもとしましても、やはり滞納額につきましては解消していかなあかんということもあります。議会のほうでも債権回収するような組織をつくれとも言われておりますし、今後、連帯保証人が影響を及ぼす範囲というのも、これからもう一度確認をして、今後こういうことのないよ

うにしていきたいと思っています。

本当にこれ、難しい問題です。160万円請求することがどうかというおただしでもあろうかと思いますが、そしたらいくら請求すのよという問題もあろうかと思っていますので、ただ、職員につきましても業務を進めていくということも重要なことでもありますし、それをこの場で否定をするような話もできませんし、今後につきましても、こういうことが再発しないように担当課とも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）連帯保証人に対して意味を理解してもらわなあかんと。これは当然の話ですけれども、こんなにずさんな、連帯保証人に対して、あるいは本人に対して、3カ月たったら出てもらうことができるんだと。しかし、いろんな事情があるから3カ月きっちりではないけれども、それはそれでそれなりの、3カ月周辺あるいは少なくとも1年ぐらいの間できっちり決着つけてくれると。市はね。もし不払いになった場合に。そういうことを前提として書いてあるんだから、連帯保証人もそういうことを前提として、きちんと市は市でやることやってくれるんだなと思って連帯保証してるんですよ。それをやらないんだと。4年もかかって、しかもこれ、ペナルティとして、はじめ連帯保証債務は2万1,600円の家賃。終わり頃は4万6,100円。こない膨れてきておる。これ、市がちゃんとしてあったらこんなことになってないと僕は思うんですけどね。その辺、僕はこの160万円市が完全勝訴と出たときに、連帯保証人の方から相談を受けた。これ、完全に負けたけども、市も悪いところはあるんやさかい、それを認めてるんやさかいに、ちょっとは調整してくれるんやろうなと言われたので、僕、聞きに行きましたら、調整しませんと。強制執

行しますと。もし上訴しなければ160万円強制執行しますと。そういうふうな回答を市長はじめ幹部からもらったので、こんな何といひかな、むちゃくちゃな話ないん違うかなと。自分らの不手際によって生じた損害を連帯保証人に負担させて、それで制度としてこれでしゃあないんやと。何言うてるかということですよ。どうですか。市民感情として納得できませんよ。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問に対してお答えをします。

確かに私どもの不備もあったということですが。その中で、先ほども申しましたように、私どもの責任というのがどの程度あるんかというのを、司法判断に任せるということも大事なことかなと思います。

私もこの件につきましては、地裁のほうで和解勧告が出るんかなというふうなふうに思っていました。最近の判例とかを見ても、やはり連帯保証人に対する権利の濫用であるとか、そういう問題も裁判所の中で出てきています。

そういう中で、当時、私は市長でございませんでしたけども、司法に判断を任そうというふうになっております。そういう中で、私どもとしても、本当は地裁で和解勧告をいただいていたら、こういう方向にはなってなかったのかなとは思いますが、ただ、一つの判断として司法の判断をしてもらうということは、決して間違った方法ではないというふうに思っています。

先ほども申しましたように、今後こういうことのない、これから後のほうが大切で、今後こういうことのないように取り組んでいきたい。現実にまだ滞納がないわけでもありませんし、現在、連帯保証人を、先日もある方から出会いましたけども、連帯保証人になら

なあかんのよということでお出会いもしましたし、私たちの建設部のほうで瑕疵があった部分に対しては、今後これを改めていくというのをきっちりとしてまいりたいと思います。

確かにご心痛をかけた部分はあると思うんですけども、私は決して司法の判断に任せたことは間違いがないというふうに思っています。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私も司法の判断に任じたということは、別に問題としているのではないんです。司法の判断が出たときに、自分のやったことと比べてみて、その結果が明らかに間違いだと。司法がやったことだって、間違いだったら間違いと自分の頭で考えて言うべきで、司法の判断だから、もし控訴しなかったら160万円強制執行すると。僕が問題にしているのはそこなんです。何が正しいか自分の理性を持って考えて、それで動いてほしいと。

たまたま、これ、「県民の友」なんですけども、仁坂知事、この人、私はすばらしい政治家といつも尊敬してるんで、この人の知事メッセージ「県民の皆様へ」、「よそからの権威」と。ここで要点言いますと、私が県庁内で知事になって強く指導したことは、外部の権威を借りてきて仕事を済ませるなということですよ。何か言うたら「国の指導です。国の判断です。」、あるいは、「有名な全国的なコンサルタントの言うことです。」と。そういう自分の頭で考えないで、それを実現していったる事情が和歌山県庁にあったと。これをたたき直すのが一番大事やということで、その人は取り組んだ。

私の言いたいのは、自分の頭で考えて、160万円のうち少なくとも、少なくともですよ、何割かは橋本市の不手際のために拡大しているんだと。そうであれば100%これを勝たせる

というのは、この判決はおかしいと判断すべきじゃないですか。それも判決出たときに、仮に連帯保証人が控訴しなくても、判決は判決だ。しかし、この判決は間違ってるんだと。これ、誰も認める間違いですよ。100%認めるというのは。間違いだと認めないのは市役所の職員だけかもしれないけど。一般から見たら、これは間違いです。それを理性でもって判断して、この裁判をそのまま実現するのはおかしいと。橋本市の任務というのは、これ、今の普通の司法裁判というのは、私人間同士ですけども、橋本市というのは、市民のために正当な利益、正当な権利を保障する、これも市の大きな役目でしょう。それを裁判が言うたからといって、160万円をそのまま強制執行しますよというような基本的な心構えは、私は直してほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）司法判断が出て、100%全面勝訴やったということに対して、私どもがうちに過失あったからこれを50%のほうにするというのは、司法制度の中で果たしてそれが逆に市民の人に認められるのかなという思いもあります。ですから、その件に関しまして、私どももどういう答弁をしていいかわかりませんが、もしたらあの方は30年の刑を受けました。でも、いろんなことを勘案したら、これ、20年にできるんかというたら、それはできへんと思うんです。

私らもこの問題については、どの程度橋本市の、当然きちんと裁判所の資料を読みましても、そういうこと、橋本市の瑕疵についても述べられている部分もありますから、そんな完全勝訴になるということは思ってませんだし、やっぱり司法の判断というのは大事な、それを優先するというのはそのとおりやと思

います。ただ、全額を取れるかどうかというのは、また問題やと思います。実際に財産がなければ、それに応じた徴収ということになるかと思いますし、そういう部分で、非常に職員の言い方が悪かったんかもしれませんが、基本的には払える範囲で払っていただくということになるかと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市民が認めるかどうか。市民がどういう評価をするか、それについては完全勝訴したにもかかわらず、なぜ譲ったのかと。それはこういう理由で橋本市の過失があったんだと。この連帯保証人にとっても、もらい災難みたいなもので、これは全部、橋本市の過失までも連帯保証人に全部負担させるというのは正義に反するんだと。その過失割合は全体を含めて3だとか5だとかいう形で、こういう判断をしたんだと。市民にそない説明すればいいじゃないですか。そんなことしないで、裁判所の言うことだから全部我々、つまり市役所のへまも全部その人に負担させると。それでしゃあないというほうがおかしいん違いますか。

もう答弁いただいたら、それで次、終わります。これで終わりますけどね。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）結局、橋本市としては、家賃滞納連帯保証人に対する、逆に私どもも自分たちの過失がどれぐらいになるんかというのわからない状況の中で、司法判断を求めた。そして、司法判断が出たら、やっぱりもし逆に7対3ぐらいで負けてたら、今度は連帯保証人に対する責任の明確化というの

していかなあきませんし、市営住宅に住んでもらう人に対する、今後こういう不祥事が起こらない、不祥事というか、こういう問題が起こらないように、今後進め方というものも検討せなあかんということを内部では話しておりましたので、現実には、本当に私らの過失がどの程度あるのかというのは、やはり司法の判断をいただくというのが一番いい方法ではないかということだったと思います。

私どもも、決してこれは完全勝利にはならないとは思ってましたけども、そういう部分に関して、やはり司法の判断でそれが出てきてしまいますと、ちょっと難しい部分もあります。裁判、司法で完全勝利したものに対して、そしたら市がなぜそこまで譲るといふ、橋本市に対して今度説明責任が市民の皆さんに、あるいは議会で議決をいただいておりますので、そこに説明をせなあかんというふうに思っています。

ただ、今後に関しまして、私どもとしても十分こういう部分の問題が発生しないように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私の申し上げたいのは、正しいことは正しいと、自分の頭で考えて、あるいは一般常識から考えて、理性を持って、誰の前でも、誰に対しても正しいのは正しいと、間違っているのは間違っているというような市の体質にしてほしいということを要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君の一般質問は終わりました。